

# 千葉県報

定例  
令和7年2月28日

## 主要目次

告示	土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除	一
〇	家畜の伝染病予防検査の実施	一
〇	家畜の伝染病予防注射の実施	二
〇	森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（二件）	二
〇	土砂災害警戒区域の指定（四件）	四
〇	土砂災害特別警戒区域の指定（四件）	一
〇	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（四件）	一六
〇	選挙管理委員会告示	一七
〇	令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正	一七
公告	環境影響評価方法書の送付及び縦覧等	一七
〇	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）	一八
〇	人事委員会公告	二〇
〇	令和七年度千葉県職員採用上級試験の実施	二〇

## 告示

## 示

### 千葉県告示第百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和三年千葉県告示第六百七十七号（土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定を解除する区域 旭市後草字卒甲二、三四五番七の一部（別図のとおり）
- 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

### 千葉県告示第百三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルセラ症検査、結核検査、ヨーネ病検査、ブルータング検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、牛ウイルス性下痢検査、牛伝染性リンパ腫検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査、牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、豚のオーエスキー病検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査及び豚流行性下痢検査、豚及びいのししの豚熱検査及びアフリカ豚熱検査、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査、鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査並びに蜜蜂の腐蛆病検査を次のとおり実施する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 実施の目的

- 牛及び水牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢、豚及びいのししの豚熱、鶏の鳥マイコプラズマ症並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
- 牛及び水牛の流行性脳炎、ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱、豚及びいのししのアフリカ豚熱、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに鶏のサルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症の発生予防のため

#### 二 実施する区域

県内全域

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 実施区域内で飼育している牛、水牛、めん羊、山羊、豚、いのしし又は蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育している家きんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 実施区域内で死亡した牛又は水牛の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十八日以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

#### 四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日

五 検査の方法

- 1 牛及び水牛のブルセラ症検査にあつては、血清学的検査（急速凝集反応法及び酵素免疫測定法）、剖検、病理組織検査、細菌検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査
- 2 牛及び水牛の結核検査にあつては、ツベルクリン検査、剖検、病理組織検査、細菌検査、組織検体の遺伝子学的検査、疫学的検査、臨床検査その他必要と認める検査
- 3 牛及び水牛のヨーネ病検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、遺伝子学的検査、ヨーニン検査、血清学的検査（補体結合反応）、疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査
- 4 牛及び水牛の流行性脳炎検査、ブルータンク検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アインウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査にあつては、血清学的検査（中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
- 5 牛及び水牛の牛ウイルス性下痢検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法及び中和試験）、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 6 牛及び水牛の牛伝染性リンパ腫検査にあつては、疫学的検査、臨床検査、剖検、血液学的検査、血清学的検査（酵素免疫測定法）、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査及び病理組織検査
- 7 牛、水牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあつては、疫学的検査及び臨床検査
- 8 豚のオースキー病検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法、ラテックス凝集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法）、疫学的検査及び臨床検査
- 9 豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあつては、血清学的検査（間接蛍光抗体法及び酵素免疫測定法）、疫学的検査及び臨床検査
- 10 豚の豚流行性下痢検査にあつては、血清学的検査（中和試験）、遺伝子学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 11 豚及びいのししの豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、血清学的検査（酵素免疫測定法及び中和試験）、血液学的検査及び臨床検査
- 12 豚及びいのししのアフリカ豚熱検査にあつては、遺伝子学的検査、血液学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 13 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあつては、血清学的検査（酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集抑制反応）、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、疫学的検査及び臨床検査
- 14 鶏のサルモネラ・プロローラムによる家きんサルモネラ症検査及び鳥マイコプラズマ症検査にあつては、血清学的検査（凝集反応）

15 蜜蜂の腐蛆病検査にあつては、細菌学的検査（細菌培養及び脱脂乳による試験）、遺伝子学的検査及び臨床検査（肉眼的検査）

16 牛及び水牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、酵素免疫測定法、ウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査

17 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあつては、ウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査

千葉県告示第四百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの豚熱の予防注射を次のとおり実施する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 実施の目的  
豚熱の発生予防のため

二 実施する区域  
県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
実施区域内で飼育している豚及びいのししで、各家畜保健衛生所長が必要と認めため

四 実施の期日  
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において、各家畜保健衛生所長

五 がそれぞれ指定する日  
注射の方法  
皮下又は筋肉内注射

千葉県告示第五百号

森林害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第一号及び同法第五条第二項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 区域

館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市並びに安房郡鋸南町の区域内に存する松

からなる森林（以下「松林」という。）の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市の各市役所並びに安房郡鋸南町役場に備え置い

<p>て縦覧に供する。）</p>	<p>表する。</p>
<p>二期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで</p>	<p>令和七年二月二十八日</p>
<p>三 森林病害虫等の種類</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>四 松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫（以下「松くい虫」という。）</p>	<p>一 区域 館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市並びに安房郡鋸南町の区域内に存する松からなる森林（以下「森林」という。）の区域のうち次のとおりとする。</p>
<p>四 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤による防除又は破砕を行うこと。</p>	<p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに館山市、旭市、鴨川市、南房総市及び匝瑳市の各市役所並びに安房郡鋸南町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>五 命令をしようとする理由 松くい虫がまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認め</p>	<p>二期間 令和七年五月一日から七月三十一日まで</p>
<p>六 その他必要な事項</p>	<p>三 森林病害虫等の種類</p>
<p>一 四に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。</p>	<p>四 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について薬剤による防除を実施すること。</p>
<p>二 四に掲げる措置については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。</p>	<p>五 命令をしようとする理由 松くい虫がまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認め</p>
<p>三 四に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる松林の所在する地域を管轄する林業事務所を長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、4により申請書を提出する場合は、この限りでない。</p>	<p>六 その他必要な事項</p>
<p>四 四に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる松林の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が四に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。</p>	<p>一 四に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。</p>
<p>五 知事は、四に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。</p>	<p>二 四に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。</p>
<p>六 知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収</p>	<p>三 四に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、四に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所の長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が四に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。</p>
<p>四に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。</p>	<p>四 知事は、四に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、二に定める期間内に四に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。</p>
<p>知事は、5の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収</p>	<p>五 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、四に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収</p>

千葉県告示第百六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号の命令の内容となる事項を次のとおり公

することがある。

千葉県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
旭町五	船橋市旭町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旭町六	船橋市旭町一丁目及び旭町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旭町七	船橋市旭町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旭町八	船橋市旭町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
夏見台三	船橋市夏見台二丁目、夏見六丁目、夏見台四丁目、夏見七丁目及び夏見台一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
夏見台四	船橋市夏見台五丁目、旭町五丁目及び夏見台三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
夏見台五	船橋市夏見台五丁目及び旭町五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
夏見台六	船橋市夏見台六丁目及び夏見台四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丸山一	船橋市丸山一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丸山二	船橋市丸山一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丸山三	船橋市丸山二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

丸山四	船橋市丸山二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丸山九	船橋市丸山五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金杉八	船橋市金杉一丁目及び夏見台四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金杉九	船橋市金杉二丁目及び夏見台六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金杉一〇	船橋市金杉二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船二	船橋市西船一丁目及び海神六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船三	船橋市西船四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船四	船橋市西船五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船五	船橋市西船五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船六	船橋市西船六丁目及び西船五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船七	船橋市西船一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船八	船橋市西船一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船九	船橋市西船四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西船一〇	船橋市西船六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前貝塚町三	船橋市前貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前貝塚町四	船橋市前貝塚町及び上山町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
前貝塚町五	船橋市前貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東中山二	船橋市東中山一丁目、本中山一丁目	急傾斜地の崩壊

丸山五	船橋市丸山三丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丸山五	船橋市丸山三丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東中山三	船橋市東中山二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東中山四	船橋市東中山二丁目及び市川市若宮一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東中山五	船橋市東中山一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤原三	船橋市藤原三丁目及び市川市柏井町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤原四	船橋市藤原三丁目及び市川市柏井町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤原五	船橋市藤原二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤原六	船橋市藤原七丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山野町一	船橋市山野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
芝山六	船橋市芝山四丁目及び芝山五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

丸山六	船橋市丸山三丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丸山七	船橋市丸山三丁目及び鎌ヶ谷市東道野辺一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
丸山八	船橋市丸山四丁目及び鎌ヶ谷市東道野辺三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤原七	船橋市藤原八丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河原塚一	松戸市河原塚及び紙敷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
河原塚二	松戸市河原塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
河原塚三	松戸市河原塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
河原塚四	松戸市河原塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
河原塚五	松戸市河原塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
河原塚六	松戸市河原塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

幸谷七	幸谷六	幸谷五	幸谷四	五香西二	五香西一	胡録台一	栗山五	栗山四	久保平賀一	岩瀬一〇	岩瀬九	岩瀬八	岩瀬七	岩瀬六	河原塚八	河原塚七
松戸市幸谷、小金清志町三丁目及び小金清志町二丁目の区域のうち、次に示す区域	松戸市幸谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸谷及び新松戸一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸谷及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市五香西五丁目及び五香西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市五香西五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市胡録台及び野菊野の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市栗山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市栗山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市久保平賀及び小金原一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市岩瀬及び胡録台の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市岩瀬及び松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市河原塚及び日暮七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市河原塚及び日暮八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市河原塚及び日暮八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
秋山六	秋山五	秋山四	秋山三	秋山二	秋山一	高塚新田六	高塚新田五	高塚新田四	高塚新田三	高塚新田二	幸田四	幸田三	幸田二	幸田一	新松戸東一	幸谷八
松戸市秋山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市秋山三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市秋山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市秋山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市秋山及び市川市稲越二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市秋山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市高塚新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市高塚新田及び紙敷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市高塚新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市高塚新田及び市川市大野町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市高塚新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸田五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市新松戸東及び幸谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸谷及び小金清志町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

根本一	根木内四	根木内五	根木内六	根木内七	根木内八	根木内九	根木内一〇	根木内一一	紙敷三	紙敷四	紙敷五	紙敷六	紙敷七	紙敷八	小金一	小金二
に示す区域	松戸市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内及び柏市中新宿三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内及び柏市光ヶ丘二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本内及び柏市中新宿三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷及び市川市大町の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金及び小金原七丁目並びに柏市酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金、小金清志町三丁目及び
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
小金三	小金四	小金五	小金きよしヶ丘一	小金原一	小金原二	小金原三	小金原四	小金原五	小金原六	小金原七	小金原八	小金原九	小金上総町一	区域		
小金清志町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金及び小金清志町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金、大谷口、新松戸一丁目及び殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金きよしヶ丘三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原二丁目及び根木内並びに柏市酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原三丁目及び小金原六丁目並びに柏市酒井根、西山一丁目及び西山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原九丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金上総町及び小金清志町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

松戸新田五	松戸新田四	松戸新田三	松戸新田二	松戸一三	松戸一二	松戸一一	松戸一〇	松戸九	松戸八	松戸七	松戸六	松戸五	小山四	小山三	小山二	小根本一
松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田、千駄堀及び上本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸、松戸新田及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸、岩瀬及び胡録台の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸及び小山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸及び二十世紀が丘柿の木町の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小根本及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
千駄堀一〇	千駄堀九	千駄堀八	千駄堀七	千駄堀六	千駄堀五	千駄堀四	一 常盤平陣屋前	上矢切五	上矢切四	上矢切三	上本郷一三	上本郷一二	上本郷一一	上本郷一〇	松戸新田七	松戸新田六
松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀及び八ヶ崎五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀及び金ヶ作の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀及び松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市常盤平陣屋前、常盤平西窪町及び千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上矢切及び小山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上矢切の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上矢切の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上本郷及び新作の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

千駄堀一	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千駄堀一二	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千駄堀一三	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大橋六	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大橋七	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大橋八	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大橋九	松戸市大橋及び二十世紀が丘梨元町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大橋一〇	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大谷口八	松戸市大谷口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大谷口九	松戸市大谷口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大谷口一〇	松戸市大谷口及び大金平三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大谷口一一	松戸市大谷口、大金平二丁目、大金平一丁目及び大金平三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大谷口一二	松戸市大谷口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中金杉一	松戸市中金杉四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中和倉四	松戸市中和倉及び上本郷区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中和倉五	松戸市中和倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中和倉六	松戸市中和倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

中和倉七	松戸市中和倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仲井町一	松戸市仲井町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿平賀一	松戸市殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿平賀二	松戸市殿平賀、大金平二丁目及び大金平一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿平賀三	松戸市殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿平賀四	松戸市殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東平賀一	松戸市東平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東平賀二	松戸市東平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東平賀三	松戸市東平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二ツ木三	松戸市二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二ツ木四	松戸市二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八ヶ崎三	松戸市八ヶ崎一丁目及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八ヶ崎四	松戸市八ヶ崎一丁目及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八ヶ崎五	松戸市八ヶ崎二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八ヶ崎六	松戸市八ヶ崎二丁目及び八ヶ崎緑町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八ヶ崎七	松戸市八ヶ崎三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二ツ木二葉町	松戸市二ツ木二葉町及び二ツ木区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

和名ヶ谷一七	和名ヶ谷一六	和名ヶ谷一五	和名ヶ谷一四	和名ヶ谷一三	和名ヶ谷一二	和名ヶ谷一一	和名ヶ谷一〇	和名ヶ谷九	和名ヶ谷八	和名ヶ谷七	和名ヶ谷六	和名ヶ谷五	和名ヶ谷四	和名ヶ谷三	和名ヶ谷二	和名ヶ谷一	二ツ木二葉町二
松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷及び大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷及び大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市二ツ木二葉町の区域のうち、次の図面に示す区域											
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

和名ヶ谷一八		松戸市和名ヶ谷及び大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和名ヶ谷一九		松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和名ヶ谷二〇		松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
串崎新田一		松戸市串崎新田及び五香西四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉井町一		松戸市吉井町及び竹ヶ花の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南花島一		松戸市南花島三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて縦覧に供する。）

**千葉県告示第百十号**  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第百二号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。  
 令和七年二月二十八日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

指定に係る区域	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松戸二	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて縦覧に供する。）

指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松戸二	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備

え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
旭町五	船橋市旭町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
旭町六	船橋市旭町一丁目及び旭町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
旭町七	船橋市旭町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
旭町八	船橋市旭町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
夏見台三	船橋市夏見台二丁目、夏見六丁目、夏見台四丁目、夏見七丁目及び夏見台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
夏見台四	船橋市夏見台五丁目、旭町五丁目及び夏見台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
夏見台五	船橋市夏見台五丁目及び旭町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
夏見台六	船橋市夏見台六丁目及び夏見台四丁目の区域のうち、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

丸山九	船橋市丸山五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金杉八	船橋市金杉一丁目及び夏見台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金杉九	船橋市金杉二丁目及び夏見台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
金杉一〇	船橋市金杉二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西船二	船橋市西船一丁目及び海神六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西船三	船橋市西船四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西船五	船橋市西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西船六	船橋市西船六丁目及び西船五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西船七	船橋市西船一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前貝塚町三	船橋市前貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
前貝塚町五	船橋市前貝塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東中山二	船橋市東中山一丁目、本中山一丁目及び東中山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東中山三	船橋市東中山二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東中山四	船橋市東中山二丁目及び市域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

東中山五	川市若宮一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤原三	船橋市東中山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤原四	船橋市藤原三丁目及び市川市柏井町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
芝山六	船橋市芝山四丁目及び芝山五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

丸山五	船橋市丸山三丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
丸山六	船橋市丸山三丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
丸山八	船橋市丸山四丁目及び鎌ヶ谷市東道野辺三丁目の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

藤原七	船橋市藤原八丁目及び鎌ヶ谷市道野辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
-----	-----------------------------------	---------	----------

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年二月二十八日

千葉県知事

熊谷 俊人

河原塚七	松戸市河原塚及び日暮八丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩瀬七	松戸市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩瀬九	松戸市岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩瀬一〇	松戸市岩瀬及び胡録台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保平賀一	松戸市久保平賀及び小金原一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗山五	松戸市栗山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
幸谷四	松戸市幸谷及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

紙敷四	紙敷三	根木内九	根木内七	根木内五	根木内四	根本一	秋山三	高塚新田六	幸田四	幸田二	幸谷八	幸谷七	幸谷五
松戸市紙敷及び市川市大町の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根木内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根木内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根木内の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根木内及び柏市中新宿三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市秋山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市高塚新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸谷及び小金清志町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸谷、小金清志町三丁目及び小金清志町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市幸谷及び新松戸一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
紙敷五	紙敷八	小金一	小金二	小金三	小金四	小金原三	小金原四	小金上総町一	小根本一	松戸七			
松戸市紙敷三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市紙敷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金及び小金原七丁目並びに柏市酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金、小金清志町三丁目及び小金清志町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金及び小金清志町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金、大谷口、新松戸一丁目及び殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原二丁目及び根本内並びに柏市酒井根の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金原四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小金上総町及び小金清志町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市小根本及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸及び小山の区域のうち、次の図面に示す区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり			

千駄堀一	千駄堀九	千駄堀八	千駄堀七	千駄堀六	千駄堀四	上矢切五	上本郷一三	上本郷一二	松戸新田六	松戸新田三	松戸新田二	松戸一三	松戸一一	松戸九
松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀及び八ヶ崎五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀及び松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上矢切及び小山の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上本郷及び新作の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市上本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸新田、千駄堀及び上本郷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸及び岩瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
中和倉七	中和倉六	中和倉五	中金杉一	大谷口一二	大谷口一一	大谷口一〇	大谷口九	大谷口八	大橋九	大橋八	大橋七	大橋六	千駄堀二三	千駄堀一二
松戸市中和倉の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市中和倉の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市中和倉の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市中金杉四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大谷口の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大谷口、大金平二丁目、大金平一丁目及び大金平三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大谷口及び大金平三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大谷口の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大谷口の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大橋及び二十世紀が丘梨元町の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市千駄堀の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

八ヶ崎緑町一	二ツ木二葉町一	八ヶ崎六	八ヶ崎五	八ヶ崎四	八ヶ崎三	二ツ木三	東平賀二	殿平賀四	殿平賀三	殿平賀二	仲井町一
松戸市八ヶ崎緑町、八ヶ崎八丁目、八ヶ崎三丁目、八ヶ崎二丁目、八ヶ崎七丁目	松戸市二ツ木二葉町及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市八ヶ崎二丁目及び八ヶ崎緑町の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市八ヶ崎二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市八ヶ崎一丁目及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市八ヶ崎一丁目及び二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市二ツ木の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市東平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市殿平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市殿平賀、大金平二丁目及び大金平一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市仲井町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて縦覧に供する。）

**千葉県告示第百十四号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第百五号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。  
令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

八ヶ崎緑町二	平賀二	平賀四	稔台三	和名ヶ谷一四	和名ヶ谷一五	和名ヶ谷一六	和名ヶ谷一七	和名ヶ谷二〇
松戸市八ヶ崎緑町及び八ヶ崎八丁目区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市平賀及び東平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市平賀の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市稔台六丁目及び和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷及び大橋の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域	松戸市和名ヶ谷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

指定に係る区域

<p>区域の名称</p> <p>指定の区域</p> <p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p> <p>次の図面のとおり</p>	<p>松戸二</p> <p>松戸市松戸の区域のうち、次の図面に示す区域</p> <p>急傾斜地の崩壊</p> <p>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <p>土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項</p> <p>次の図面のとおり</p>	<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）</p>	<p>千葉県告示第百十五号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>一 施行者の名称 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>野田市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画下水道事業野田市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十八年十一月九日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>
<p>千葉県告示第百十六号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、柏都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 施行者の名称 柏市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 柏都市計画下水道事業柏市第四号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和六十三年九月二十七日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>千葉県告示第百十七号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八千代都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 施行者の名称 八千代市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 八千代都市計画下水道事業八千代市第一号公共下水道</p> <p>三 事業施行期間 昭和四十七年八月十一日から令和十四年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし</p>	<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）</p>	<p>千葉県告示第百十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、芝山都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和七年二月二十八日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 施行者の名称</p>

山武郡芝山町  
 二 都市計画事業の種類及び名称  
 芝山都市計画下水道事業芝山町第一号公共下水道  
 三 事業施行期間  
 平成二十七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで  
 四 事業地  
 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

### 選挙管理委員会告示

#### 千葉県選挙管理委員会告示第十四号

令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について訂正の報告があったので、令和五年千葉県選挙管理委員会告示第四十八号（令和五年四月九日執行の千葉県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年二月二十八日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地 秀 樹

候補者中村実に係る収支報告書（第一回分）の要旨の訂正

「千葉県医師連盟

200,000

「千葉県医師連盟

に、

第四選挙区支部

30,000」

「前回計

2,120,000

「今回計

2,150,000

「前回計

を

「前回計

総計

2,120,000」

総計

2,150,000」

改める。

候補者中村実に係る収支報告書（第二回分）の要旨の訂正

「前回計

2,120,000

「前回計

2,150,000

「前回計

2,120,000」

総計

2,150,000」

改める。

候補者中村実に係る収支報告書（第三回分）の要旨の訂正

「前回計

2,120,000

「前回計

2,150,000

「前回計

2,120,000」

を

「前回計

総計

2,120,000」

総計

2,150,000」

改める。

公

告

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第七条の規定により、新井総合施設株式会社から廃棄物最終処分場の変更（君津環境整備センター第IV期増設事業）に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和七年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 新井総合施設株式会社 代表取締役 新井隆太 君津市怒田字花立六四三番地一

二 対象事業の名称、種類及び規模  
 君津環境整備センター第IV期増設事業 廃棄物最終処分場の変更 増加後の埋立処分面積二十五・三ヘクタール（増加する埋立処分面積八・二ヘクタール）

三 対象事業実施区域  
 君津市怒田字花立及び字横尾の各一部

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
 市原市及び君津市

五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間  
 1 縦覧場所  
 千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所加茂支所並びに君津市経済環境部環境保全課、小櫃地域市民センター及び上総地域市民センター

2 縦覧期間  
 令和七年二月二十八日から三月三十一日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）

3 縦覧時間  
 午前九時から午後五時まで

六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等  
 1 提出期限  
 令和七年四月十五日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）

2 提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項

- (一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
- (三) 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他

- (一) 3(三)の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。
- (二) 意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
令和七年三月十二日（水曜日）午後七時から午後九時まで	君津市上総地域交流センター（君津市久留里市場一九二番地五）
令和七年三月十五日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで	君津市上総地域交流センター（君津市久留里市場一九二番地五）
令和七年三月十七日（月曜日）午後六時三十分から午後八時三十分まで	君津市生涯学習交流センター（君津市久保二丁目一三番二号）
令和七年三月二十二日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで	市原市立加茂公民館（市原市養老九四九番地一）

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年二月二十八日

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ビビット南船橋

千葉県知事 熊谷 俊人

2 船橋市浜町二丁目四番七一二ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也  
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰均

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗ほか

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四〇号ほか

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社スーパーバリュー 代表取締役 内田貴之ほか

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四〇号ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和三年四月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和五年十一月二十七日ほか

二 届出年月日

令和六年二月二十九日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年二月二十八日

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ららぽーと柏の葉北館

千葉県知事 熊谷 俊人

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>2 柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業一四八街区 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司ほか 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司ほか 神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号ほか 変更年月日 7 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和五年四月一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和四年五月二十五日、令和五年三月三十一日及び同年四月一日 届出年月日 二 届出年月日 令和六年二月二十九日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十八日</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>ららぽーと柏の葉 2 柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業一五〇街区一画地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社東急ストア 代表取締役 須田清ほか 東京都目黒区上目黒一丁目二番一、二号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社東急ストア 代表取締役 大堀左千夫ほか 東京都目黒区上目黒一丁目二番一、二号ほか 変更年月日 7 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和五年四月一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和六年二月十三日ほか 届出年月日 二 届出年月日 令和六年三月十二日 三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月二十八日から六月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年二月二十八日</p>

人事委員会公告

令和七年度千葉県職員採用上級試験の実施

職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定により、令和七年度千葉県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

令和七年二月二十八日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

試験の区分、試験職種、採用予定人員及び職務の内容		試験の区分	試験職種	採用予定人員	職務の内容
職員採用上級試験	一般行政C	三〇名程度	職	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	児童指導員	一五名程度	職	主として児童指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	主として児童指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	土木	一五名程度	職	主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	電気	一〇名程度	職	主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

- 2 アクロスプラザ千葉ニュータウン南  
印西市中央南二丁目五番地  
大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
合同会社APMフアンド1 職務執行者 池田卓也  
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド総合事務所内  
変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
3 プラス株式会社 代表取締役 助川弘幸ほか  
東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地ほか  
変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
4 青山商事株式会社 代表取締役 青山理ほか  
広島県福山市王子町一丁目三番五号ほか  
5 変更年月日  
令和四年十一月三十日及び令和五年一月三十一日  
届出年月日  
令和六年三月六日  
縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

給与  
この試験に合格し、大学卒業後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。

試験の区分	試験職種	適用給料表	職務の級	号給
職員採用上級試験	全職種	行政職給料表	一級	二十九号給

受験資格  
次に掲げる者  
一 平成七年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者  
二 平成十六年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの  
イ 大学を卒業した者及び令和八年三月までに大学を卒業する見込みの者  
ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の区分	試験職種	受験資格
職員採用上級試験	一般行政C	次に掲げる者 一 平成七年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者 二 平成十六年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和八年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
児童指導員	児童指導員	次に掲げる者で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)第六十条第一項各号のいずれかに該当するもの又は令和八年三月までに同項各号のいずれかに該当する見込みのもの 一 平成二年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者 二 平成十六年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和八年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
土木	土木	次に掲げる者 一 平成二年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者
電気	電気	次に掲げる者 一 平成二年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者

<p>二 平成十六年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>イ 大学を卒業した者及び令和八年三月までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者及び平成十一年改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できない。</p>	<p>三 受験資格等の調査</p> <p>受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等についての調査を行う。</p>									
		<p>四 試験方法</p> <p>試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は第一次試験の合格者でなければ受験することができない。</p>	<p>五 試験の期日及び場所</p> <table border="1"> <tr> <th>試験の区分</th> <th>期日</th> <th>試験場</th> </tr> <tr> <td>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）</td> <td>令和七年四月九日（水曜日）から二十一日（月曜日）までのうち、受験者が選択する日</td> <td>SPI3テストセンター会場（リアル会場）のうち、受験者が選択する会場</td> </tr> <tr> <td>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種を除く。）</td> <td>令和七年四月十二日（土曜日）</td> <td>人事委員会が指定する千葉県内の施設</td> </tr> </table>	試験の区分	期日	試験場	職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）	令和七年四月九日（水曜日）から二十一日（月曜日）までのうち、受験者が選択する日	SPI3テストセンター会場（リアル会場）のうち、受験者が選択する会場	職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種を除く。）
試験の区分	期日	試験場								
職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）	令和七年四月九日（水曜日）から二十一日（月曜日）までのうち、受験者が選択する日	SPI3テストセンター会場（リアル会場）のうち、受験者が選択する会場								
職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種を除く。）	令和七年四月十二日（土曜日）	人事委員会が指定する千葉県内の施設								
<p>1 第一次試験</p> <table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>基礎能力検査</td> <td>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査を行う。</td> </tr> <tr> <td>専門試験</td> <td>職員採用上級試験（児童指導員、土木及び電気の試験職種に限る。）において、試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力についての択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。なお、出題分野は、別表のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>論文試験</td> <td>職員採用上級試験（土木及び電気の試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。</td> </tr> </table>	試験方法	内容	基礎能力検査	職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査を行う。	専門試験	職員採用上級試験（児童指導員、土木及び電気の試験職種に限る。）において、試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力についての択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。なお、出題分野は、別表のとおりとする。	論文試験	職員採用上級試験（土木及び電気の試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。	<p>六 合格者の決定及び発表</p> <p>1 第一次試験合格者</p> <p>第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和七年五月七日（水曜日）（予定）に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。</p> <p>2 最終合格者</p> <p>第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和七年六月中旬に千葉県のホームページでその受験番号を発表する。</p> <p>なお、可否の結果について書面により本人に通知する。</p>	
試験方法	内容									
基礎能力検査	職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力についての多肢選択式による検査を行う。									
専門試験	職員採用上級試験（児童指導員、土木及び電気の試験職種に限る。）において、試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力についての択一式による大学卒業程度の筆記試験を行う。なお、出題分野は、別表のとおりとする。									
論文試験	職員採用上級試験（土木及び電気の試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。									
<p>2 第二次試験</p> <table border="1"> <tr> <th>試験方法</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>論文試験</td> <td>職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td>人柄、性向等について面接等による試験を行う。</td> </tr> <tr> <td>適性検査</td> <td>素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。</td> </tr> </table>	試験方法	内容	論文試験	職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。	口述試験	人柄、性向等について面接等による試験を行う。	適性検査	素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。	<p>七 採用候補者名簿の作成及び採用方法</p> <p>1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登録する。</p> <p>なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。</p> <p>2 採用者は、任命権者に提示する採用候補者名簿に登録された者のうちから決定される。</p> <p>なお、採用は、令和八年四月一日以降の予定であるが、大学等を卒業した者については、採用候補者名簿登録後直ちに採用されることがある。</p>	
試験方法	内容									
論文試験	職員採用上級試験（一般行政Cの試験職種に限る。）において、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。									
口述試験	人柄、性向等について面接等による試験を行う。									
適性検査	素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。									
<p>備考 論文試験は、第二次試験として評価する。</p>	<p>八 受験手続</p> <p>1 申込方法</p> <p>インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和七年三月十三日（木曜</p>									

日)までに千葉県人事委員会事務局任用課(千葉市中央区市場町一番一号)まで申し  
 出ること。受験申込書は、同課宛てに提出すること。  
 2 受付期間  
 令和七年三月三日(月曜日)から二十一日(金曜日)までとする。なお、同日午後  
 五時までに受信したもの(郵送の場合は同日までの消印のあるもの、持参の場合は同  
 日午後五時までに持参したもの)に限り受け付ける。  
 九 その他  
 1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。  
 2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封す  
 ること。  
 3 職員採用上級試験(一般行政Cの試験職種に限る。)に係る第一次試験については  
 点字による受験を、職員採用上級試験に係る第一次試験については拡大文字による受  
 験を認める。点字又は拡大文字による受験を希望する場合は、千葉県人事委員会事務  
 局任用課まで申込時に申し出ること。

別表 専門試験の出題分野

試験の区分	試験職種	出題分野
職員採用上級試験	児童指導員	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論及び心理学概論(社会心理学を含む。)
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び材料・施工
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学

購読料 本号 一部

六六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八